

国の少子化対策の主な取組 (H26年度少子化社会対策白書より)

国の子ども・若者育成支援施策の主な取組 (H26年度子ども・若者白書より)

● 根拠法、主な関係法律

■子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法、関連整備法）：就学前児童、一部小学生が対象 ■次世代育成支援対策推進法（平成37年3月31日まで延長）：概ね18歳まで及び子育て家庭 ■児童福祉法 ■子ども・若者育成支援推進法：概ね39歳までの子ども・若者が対象 ■子どもの貧困対策の推進に関する法律 など

I 子ども・子育て支援新制度に向けた取組

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定

II ひとり親家庭の子どもが困らないように

(1) 子育て・生活支援 (2) 就労支援 (3) 経済的支援 (4) 養育費の確保等

III 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

1 障害のある子どもへの支援に取り組む

(1) 障害者制度改革に関する取組 (2) ライフステージに応じた一貫した支援の強化
(3) 障害のある子どもの保育等 (4) 発達障害のある子どもへの支援の充実
(5) 特別支援教育の充実

2 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する

(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発 (2) 児童虐待防止対策の取組：オレンジリボン
(3) 家庭的養護の推進 (4) 年長児の自立支援策の充実
(5) 社会的養護に関する施設機能の充実 (6) 被措置児童等虐待の防止

3 定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する

(1) 定住外国人の子どもに対する就学支援 (2) 自死遺児への支援

4 子どもの貧困率への取組を行う

(1) 子どもの貧困対策の推進

IV 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

1 長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る

(1) 「ワーク・ライフ・バランス憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進
(2) 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
(3) 労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する支援・助成
(4) ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保 (5) テレワークの推進
(6) 農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

2 男性の子育てへの関わりを促進する

(1) 男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）
(2) 父親の育児に関する意識改革、啓発普及 (3) 男性の家事・育児に関する意識形成

3 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

(1) 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着 (2) 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備
(3) 妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止
(4) 妊娠中及び出産後の健康管理の推進 (5) 子育て女性等の再就職支援
(6) 男女雇用機会均等の確保による就業継続の支援 (7) 企業経営者等の意識変革
(8) 一般事業主行動計画の策定・公表の促進 (9) 次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進
(10) 企業における両立支援の取組促進

I 「子ども・若者育成支援推進法」の制定とそれに基づく取組

(1) 子ども・若者育成支援推進大綱」の作成（子ども・若者ビジョン）
(2) 大綱に基づく施策の点検・評価

II すべての子ども・若者の健やかな成長への支援

(1) 日常生活能力の習得 (2) 多様な活動機会の提供 (3) 学力の向上
(4) 大学教育等の充実 (5) 経済的支援の充実

III 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

(1) 社会形成への参画支援 (2) 社会参加の促進

IV 子ども・若者の健康と安心の確保

(1) 健康の確保・増進 (2) 相談体制の充実

V 若者の職業的自立、就労等支援

(1) 就業能力・意欲の習得 (2) 就労等支援の充実

VI 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

1 困難な状況ごとの取組

(1) ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等 (2) 障害のある子ども・若者への支援
(3) 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等 (4) 子どもの貧困問題への対応
(5) 困難を有する子ども・若者の居場所づくり (6) 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

2 子ども・若者の被害防止・保護

(1) 児童虐待防止対策 (2) 社会的養護の充実 (3) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策
(4) 犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応 (5) いじめ被害、自殺対策
(6) 被害防止のための教育

VII 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

(1) 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組 (2) 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり
(3) 放課後の居場所や様々な活動の場づくり (4) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないまちづくり
(5) 青少年インターネット環境整備法の的確な施行等 (6) 携帯電話等をめぐる問題への取組
(7) 性風俗関連特殊営業の取り締まり等 (8) 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止